

役員給与等を

巡る税務

税理士 宮本 雄司

6

利益運動給与

利益運動給与とは、同族会社に該当しない法人が業務執行役員に対して支給する利益運動給与(利益の状況を示す指標を基礎として算定される給与)で、次の(1)から(3)の要件を満たすもの(他の業務執行役員の全てに対しても次の(1)から(3)の要件を満たす利益運動給与を支給する場合に限りま

す)をいいます。

(1) 算定方法が、その事業年度の利益の状況を示す指標(利益の額、利益の額に有価証券報告書に記載されるべき事項による調整をしたものその他の利益に関する指標で有価証券報告書に記載されるものに限りま

す)を基礎とした客観的なもの(次の①から③の要件を満たすものに限ります)であること。

① 確定額を限度としているものであり、かつ、他の業務執行役員に対して支給する利益運動給与に係る算定方法と同様であること。

② その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3カ月を経過する日まで、一定の報酬委員会が決定していることその他これに準ずる適正な手続を経ていること。

③ その内容が、②の決定

又は手続の終了の日以後遅滞なく有価証券報告書に記載されていることなどの方法により開示されていること。

(2) 利益の状況を示す指標の数値が確定した後1カ月以内に支給され、又は支給される見込みであること。

(3) 給与の額につき損金経理していること。

なお、従来は利益運動給与の算定指標の範囲は営業利益、経常利益、当期純利益など純粹な利益に関するものに限られていたが、平成28年度の税制改正により、自己資本利益率(ROE)、総資産利益率(ROA)などが追加されました。

支給の対象となる業務執行役員とは、報酬委員会の決定又は手続の終了の日において、次の役員に該当するものをいいます。

イ 取締役設置会社の代表取締役及び取締役会の決議によって業務を執行するものとして選任された取締役。

算定指標の範囲にROEなど追加

大多数を占める同族会社は対象外

口 指名委員会等設置会社の執行役その他これらに準ずる役員。

法人の業務を執行する役員のため、法人の役員であっても、取締役設置会社における代表取締役以外の取締役のうち業務執行取締役として選定されていない者、社外取締役、監査役及び会計参

与は含まれません。

同族会社とは次のいずれかに該当する会社をいいます。

A 会社の株主等(自己株式等を含む)の3人以下並びにこれらと特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式等(自己株式等を除きます)の50%を超える数または金額の株式又は出資を有する場合のその会社。

B 会社の株主等(自己株式等を含む)の3人以下並びにこれらと特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式等(自己株式等を除きます)の50%を超える数または金額の株式又は出資を有する場合のその会社。

C 会社の株主等(自己株式等を含む)の3人以下並びにこれらと特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式等(自己株式等を除きます)の50%を超える数または金額の株式又は出資を有する場合のその会社。

D 会社の株主等(自己株式等を含む)の3人以下並びにこれらと特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式等(自己株式等を除きます)の50%を超える数または金額の株式又は出資を有する場合のその会社。

E 会社の株主等(自己株式等を含む)の3人以下並びにこれらと特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式等(自己株式等を除きます)の50%を超える数または金額の株式又は出資を有する場合のその会社。

の総数の半数を超える数を占める場合のその会社。

株式又は出資の所有割合の判定によって同族会社に該当しない場合であったとしても、議決権を行使できない株主等がいるときには、議決権による判定を行う必要があります。

特殊の関係のある個人とは次の者をいいます。

a 株主等の親族(配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族)。

b 株主等と事実上婚姻関係にある者。

c 株主等(個人に限り)の使用人。

d aからc以外の者で株主等から受ける金銭等により生計を維持している者。

e bからdの者と生計を一にする親族。

特殊の関係のある法人とは次の法人をいいます。

I 株主等の1人で発行済株式等又は議決権の50%を超える会社。

II 株主等の1人とIの会社の合計で発行済株式等又は議決権の50%を超える会社。